

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和4年3月24日 木曜日

### 会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官  
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官  
(説明員) (職員福祉局)  
藤原補償課長

### 議題

人事院規則16-0(職員の災害補償)の一部改正等

### 議事の概要

- 議題「人事院規則16-0(職員の災害補償)の一部改正等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 人事院規則16—0(職員の災害補償)等の一部改正について

令和4年3月24日  
職員福祉局

## 1 人事院規則16—0(職員の災害補償)の一部改正

## 少年法の改正に伴う人事院規則16—0(職員の災害補償)第25条の改正

休業補償は、職員が公務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり療養のため勤務することができず、その間給与を受けないとき、当該勤務期間について平均給与額の6割に相当する額を支給するものである。ただし、刑事施設等に拘禁されている場合や、少年院等に収容されている場合で人事院規則に定める場合は、支給は行わないこととなっている（国家公務員災害補償法第12条）。この規定を受け、人事院規則16—0（規則16—0）第25条第2号は、少年法の規定による保護処分として少年院等に収容されている場合等を規定している。

今般、民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられることに伴い、少年法も改正され、18歳及び19歳の少年については引き続き少年法が適用されるものの、「特定少年」として、検察官に送致される（逆送）事件の対象が拡大されるなど、17歳以下とは異なる取扱いを受けることとなる。その際、「特定少年」の少年院への送致についての規定が少年法に新たに設けられることから、この場合を休業補償を支払わない場合に追加するため、規則16—0第25条第2号の改正を行う。なお、労働者災害補償保険制度（労災）においても、同様の改正が予定されている。

## 2 人事院規則16—3(災害を受けた職員の福祉事業)等の一部改正

## 1 奨学援護金の支給対象の拡大に伴う人事院規則16—3(災害を受けた職員の福祉事業)第15条及び第16条の改正並びに昭和58年人事院公示第4号の改正

年金受給者の生活様態において子弟等の教育費が大きな負担となっている実情を考慮し、学校教育法及び職業能力開発促進法に定めのある学校に在籍している者の学費負担軽減のため、年金額が一定以下の受給者には福祉事業として奨学援護金を支給している。

今般、労災において、国又は地方公共団体（独立行政法人等を含む。）が設置している公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校に準ずる施設（海上技術学校、農業大学校などを想定）における教育訓練等を受ける者についても、奨学援護金の支給対象とするように改正を行う予定である。国家公務員災害補償制度（国公災）においても、同様に支給対象範囲を拡大するため、人事院規則16—3（規則16—3）第15条第1項第1号並びに第16条第1項第3号及び第4号の改正を行う。

また、人事院が定めることとされている公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校に準ずる施設における教育等について、事務総長に権限委

任を行うため、昭和 58 年人事院公示第 4 号の改正を行う。

## 2 特別援護金の支給額の改定に伴う人事院規則16—3(災害を受けた職員の福祉事業)第 19 条の5の改正

国公災における福祉事業の一つとして、職員の公務・通勤による死亡・障害残存時に、民間の法定外給付に相当する一時金である特別援護金が支給される(規則16—3第19条の4及び第19条の5)。特別援護金については、「民間企業の勤務条件制度等調査」(勤務条件制度調査)において法定外給付の実態を調査し、その結果を考慮して額を決定しているところである。

昨年度の勤務条件制度調査の結果、公務上の死亡の場合の特別援護金の額が民間企業の「業務・死亡」に係る法定外給付の水準を一定程度上回ったことから、官民の水準を均衡させるため、規則16—3第19条の5を改正し、上限額を1,735万円に引き下げる。

また、経過措置として、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで上限額を1,795万円とする特例を設ける。

## 3 人事院規則16—4(補償及び福祉事業の実施)の一部改正

### 年金証書の取扱いの改正に伴う人事院規則16—4(補償及び福祉事業の実施)第7条、第8条及び第9条等の改正

実施機関は、年金たる補償を受ける権利を有する者に、年金証書を交付することとなっている。年金証書は、受給権を喪失した場合や、記載事項に変更が生じて新しい年金証書が交付される場合等には、実施機関に返納することとされている。この取扱いは、労災においても同様であったが、今般、労災においては、手続の簡素化のため、令和4年4月1日より年金証書の返納を求めず、廃棄すればよいこととする予定である。

国公災の年金証書についても、労災と同様に返納を求めないこととするため、人事院規則16—4第7条第2項、第8条第1項及び第9条の改正を行い、同規則第8条第2項の削除を行う。

## 4 公布・施行日

令和4年3月31日公布、同年4月1日施行

以 上